

郡山市商店街活性化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における商業の活性化を図るため、市内の商店街において空き店舗を活用した商業の活性化を支援する事業（以下「事業」という。）を実施する商店街の組合等（以下「事業実施団体」という。）に対し補助金を交付することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 小売業又はサービス業等を営む相当数の店舗等が主体となって近接して事業を営み、社会通念上消費者のまとまったショッピングの場として認識されている区域であって、その中に人又は車が常時通行できる道路を包含するものをいう。
- (2) 空き店舗 6か月程度営業目的に利用されていない道路に面した1階の店舗をいう。ただし、商店街の活性化のために必要かつ不可欠な店舗で市長が認める場合には、空き家・空き事務所など空き店舗に準ずる建物を含む。また、入居者の業種・業態等の都合により1階の店舗を使用できない合理的な理由があり、かつ、2階での営業でも確実な集客が見込まれ、商店街の活性化に寄与すると認められる場合には、2階の店舗を含む。
- (3) 商店街振興組合 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する商店街振興組合をいう。
- (4) 事業共同組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業共同組合をいう。
- (5) 任意商店会 商店街において小売業又はサービス業を営む10店舗以上が集団形態をとり、共同事業等の事業活動を行うための規約等を制定している任意の組織団体で、市長が認めるものをいう。
- (6) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。
- (7) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。
- (8) 街づくり会社 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第7条第7項第7号に規定する特定会社又は一般社団法人等その他商店街の活性化のため市長が適当と認める者をいう。
- (9) NPO 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。

(対象団体)

第3条 補助の対象となる事業実施団体は、商店街振興組合、事業協同組合、任意商店会、商工会、商工会議所、街づくり会社及びNPOとする。ただし、NPOについては、商店街と連携して事業を実施することが確実な場合に限る。

(対象事業等)

第4条 事業の名称、内容、補助対象経費、補助率等は、別表のとおりとする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる事業の内容に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添えるものとする。

空き店舗賃借料補助	<ul style="list-style-type: none"> (1) 空き店舗等活用支援事業計画書（新規申請事業の場合にあっては第1号様式、継続事業の場合にあっては第2号様式） (2) 収支予算書（第3号様式） (3) 位置図（事業対象地の地図及び商店街の区域図） (4) 見取図（施設又は設備の配置図面） (5) 賃借契約書の写し (6) 事業計画について議決した事業実施団体の総会の議事録の写し (7) 事業実施団体の定款又は会則 (8) 事業実施団体の会員の氏名、住所及び主たる事業の種類を記載した名簿 (9) 事業実施団体の当該年度の事業計画書及び収支予算書
商業起業家支援事業費補助	<ul style="list-style-type: none"> (1) 商業起業家支援事業計画書（第4号様式） (2) 収支予算書（第3号様式） (3) 位置図（事業対象地の地図及び商店街の区域図） (4) 見取図（施設又は設備の配置図面） (5) 賃借契約を締結した場合には契約書の写し (6) 事業計画について議決した事業実施団体の総会の議事録の写し (7) 事業実施団体の定款又は会則 (8) 事業実施団体の会員の氏名、住所及び主たる事業の種類を記載した名簿 (9) 事業実施団体の当該年度の事業計画書及び収支予算書
店舗改装費補助	<ul style="list-style-type: none"> (1) 商業起業家支援事業計画書（第4号様式） (2) 収支予算書（第3号様式） (3) 位置図（事業対象地の地図及び商店街の区域図） (4) 見取図（施設又は設備の配置図面） (5) 設計図（工事費内訳明細書及び図面） (6) 事業計画について議決した事業実施団体の総会の議事録の写し (7) 事業実施団体の定款又は会則 (8) 事業実施団体の会員の氏名、住所及び主たる事業の種類を記載した名簿

(9) 事業実施団体の当該年度の事業計画書及び収支予算書

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の規定による交付申請をするに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第4条の規定による申請は、年度ごとに行うものとする。

（軽微な変更の範囲）

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

（交付の条件）

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、別表に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用しないこと。
- (2) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

（内容変更等の手続き）

第8条 規則第9条に規定する市長が必要と認めて指示する書類は、事業計画書及び収支予算書とする。

（補助金の概算払）

第9条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、郡山市商店街活性化支援補助金概算払交付請求書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 概算払を必要とする理由書
- (2) 概算払請求の根拠となる当期における所要額及び事業進捗状況に関する書類

(3) 契約書等の写し

（事業遅延等の報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに郡山市商店街活性化支援事業遅延等報告書（第6号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実施状況報告）

第 11 条 規則第 12 条の規定による報告は、郡山市商店街活性化支援事業実施状況報告書（第 7 号様式）により 9 月 30 日現在における補助事業の遂行状況について、10 月 10 日までにを行うものとする。

2 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、速やかに中心市街地における郡山市商店街活性化支援事業完了報告書（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 12 条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したとき（事業廃止について市長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）は、当該完了の日から 14 日以内又は事業完了した日の属する年度の 3 月 31 日までのいずれか早い日までに、規則第 14 条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる事業の内容に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添えるものとする。

空き店舗賃借料補助又は 商業起業家支援事業費補助	(1) 収支決算書（第 9 号様式） (2) 事業実績書（第 10 号様式） (3) 空き店舗において営業していることが確認できる写真
店舗改装費補助	(1) 収支決算書（第 9 号様式） (2) 事業実績書（第 10 号様式） (3) 事業実施・竣工を証する書類 (4) 店舗改装前及び改装後の写真

2 前項の規定による実績報告を行うに当たり、第 5 条第 2 項ただし書の規定による申請をした場合において、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかなきときは、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告するものとする。

（額の確定）

第 13 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第 15 条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定）

第 14 条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（第 11 号様式）により、速やかに市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合には、補助金の交付を受けた者に当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を請求できる。

（財産処分の制限）

第 15 条 規則第 20 条第 1 項ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表 1 によるものとする。

2 規則第 20 条に規定する市長の承認を受けようとする事業実施団体は、取得財産処分承認申請書（第 12 号様式）を市長に提出するものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する期間を経過している場合を除き、事業実施団体が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させるものとする。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか空き店舗活用支援事業の実施方法については、活力ある商店街支援事業補助金交付要綱（福島県平成 11 年 4 月 1 日施行）及び活力ある商店街支援事業補助金交付要綱運用基準（福島県平成 11 年 4 月 1 日施行）に定めるところによるものとする。

（委任）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度以降の年度分の補助金について適用する。

（郡山市中心市街地における商店街活性化支援事業に関する補助金交付要綱の廃止）

2 郡山市中心市街地における商店街活性化支援事業に関する補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

別表（第4条、第7条関係）

名称	内容	補助対象経費	補助率			補助対象期間	補助金交付の条件等		
空き店舗等活用支援事業	空き店舗賃借料補助 （商店街の空き店舗を店舗 その他商店街の魅力向上に寄与する施設として活用する場合の賃借料を補助する事業をいう。）	空き店舗を店舗 その他商店街の魅力向上に寄与する施設として活用する場合の賃借料	新規創業者による店舗			3年	(1) 商店街の区域内に存在すること。 (2) 1年以上の貸借契約が締結されること。 (3) 活力ある商店街支援事業補助金交付要綱運用基準の3(1)に定める事項に合致すること。		
				補助率				限度額	
				都市機能誘導区域内	その他の区域				
			1年目	12分の11	12分の10			330万円	
			2年目	12分の7.5	12分の7			(1月当たり27.5万円)	
			3年目	12分の4					
			新規創業者以外による店舗						
				補助率				限度額	
				都市機能誘導区域内	その他の区域				
			1年目	12分の8	12分の7			240万円	
2年目	12分の6	12分の5	(1月当たり20万円)						
3年目	12分の4	12分の3							

商業起業家支援事業	<p>(1) 商業起業家支援事業費補助 (商店街の空き店舗を、新規に開業しようとする者が、経営のノウハウを学ぶための店舗として活用する場合の事業に要する経費を補助する事業をいう。)</p>	<p>経営指導費、消耗品費、印刷製本費、空き店舗及び機器賃借料、水道光熱費、通信費、宣伝広告費、その他これらに類する経費及び市長が必要と認める経費</p>	<p>補助率 2分の1 限度額 240万円（1月当たり20万円）</p>	<p>3年。ただし、事業による当該商店街への活性化効果が特に良好と認められ、かつ、補助対象の空き店舗以外に当該商店街内の空き店舗が解消されていない場合に限り、3年を超えて1年ごとに継続することができる。</p>	<p>(1) 商店街の区域内に存在すること。 (2) 1年以上事業を継続して実施すること。</p>
	<p>(2) 店舗改装費補助 (商店街の空き店舗を、新規に開業しようとする者が、経営のノウハウを学ぶための店舗として活用する場合の改装費を補助する事業をいう。)</p>	<p>店舗の改装工事費（内装及び外装工事を含む。）</p>	<p>補助率 3分の1 限度額 200万円</p>	<p>1年</p>	<p>(1) 商店街の区域内に存在すること。 (2) 1年以上の貸借契約が締結されること。</p>

備考

- 1 「都市機能誘導区域」とは、郡山市立地適性化計画（郡山市平成 31 年 3 月制定）で定める区域をいう。
- 2 市が補助金の財源の一部とする県からの補助金がない場合の市の補助率及び限度額は、次のとおりとする。

区 分			補助率	限度額	
空き店舗活用支援事業	空き店舗賃借料補助	新規創業者による店舗	1 年目	12 分の 6	180 万円 (1 月当たり 15 万円)
			2 年目	12 分の 4	
			3 年目	12 分の 2	
		新規創業者以外による店舗	1 年目	12 分の 4	120 万円 (1 月当たり 10 万円)
			2 年目	12 分の 3	
			3 年目	12 分の 2	

- 3 市の補助金のほか他の団体から同一の補助対象経費について補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を控除するものとする。
- 4 補助額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとするものとする。

⑥ 中・長期的な見通し

(3) 店舗入居者の概要（施設の概要）

① 業種（利用計画）

② 氏名又は法人名（運営方法）

③ 店名（施設名）

④ 開店日（開設日）

⑤ 営業時間（開業時間）

⑥ 定休日（休業日）

⑦ 改修経費見込み

(4) 改装に要する経費の積算内訳

別添見積書のとおり

7 当該事業と併せて行う商店街活動（ソフト事業等）、その他関連事業

8 店舗入居者への指導・助言の方針等

9 間接補助事業者（事業実施団体）における資金調達の見込み

10 経費の配分

（単位：円）

事業種目	補助事業に 要する経費	負担区分		備考
		事業実施団体 負担額	補助金申請額	
計				

空き店舗活用事業計画書

<p>【事業主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称： ・代表者： ・所在地： ・設立年月日： ・これまでの商店街活性化・まちづくりに向けた取組み

1 商店街の現状分析とビジョン

◆ ○○商店街（または○○通り）

※ 市街地全体の中の位置が分かる地図を添付。

※ 商工会議所、商工会、街づくり会社等が事業主体となり、複数の商店街（通り）を対象とする場合には商店街（通り）ごとに作成。
（複数の商店会等が連担して一つの商店街（通り）を形成している場合には、一つの商店街（通り）として作成。）

(1) 店舗構成

分類	内容	計
小売業	百貨店・スーパー： 店、生鮮食料品： 店、 生鮮以外の食料品： 店、家庭用品： 店、 コンビニ： 店、服飾雑貨： 店、その他小売業： 店	店
サービス業	理美容： 店、クリーニング： 店、ホテル・旅館： 店、 遊技場： 店、その他サービス業： 店	店
飲食業	食堂・レストラン： 店、軽食・喫茶： 店、 スナック・バー等： 店、その他飲食業： 店	店
その他（金融機関、郵便局、医療機関など）		店
合計		店

(2) 空き店舗の状況

空き店舗数 軒（空き店舗率 %）

うち使用可能な空き店舗数 軒

使用できない空き店舗の理由

※ 当該商店街の店舗配置図（住宅地図等を利用し、業種別店舗と空き店舗が分かるよう着色して明示）を添付。

(3) 現状分析

ア 商圈の現状や将来予測

イ 商店街の性格及び現状

◆ 商店街の強み

◆ 商店街の弱み

(4) (3)を踏まえた商店街のコンセプト及び目指す姿

(5) (4)のための空き店舗対策の方向性と必要な店舗の整理

ア 空き店舗対策の方向性

イ アのために必要な店舗等

視 点	必要となる店舗の業種・業態等
不足業種等の補充	
集積を図る業種等の強化	
その他必要な施設	
立地を希望しない業種等	

※なお、店舗以外の施設は本事業では対象となりません。

2 空き店舗対策の実施体制

取り組むべき事項	具体的な内容
家主との交渉	
店舗入居者の選定	
店舗入居者に対する支援	
その他	

◆ 店舗入居者に対する経営等指導計画

項 目	具体的な内容
指導者・団体名	
指導の頻度	
指導の方法	

3 補助期間終了後の継続性について

4 効果測定のための指標

	現 状 値 (年 月)	中間目標値 (年度)	目標値 (年度) ※概ね10年以内で設定
空き店舗対策実施件数			
空き店舗数			
※			
※			

※「来街者数」「売上げ(商店街全体 or 事業実施店舗)」「商店街組合への加入数」「対象エリア内の商店数」などから設定。適宜、行を増やして可。

5 空き店舗対策と合わせて実施している(実施する予定の)取り組み

7 当該事業と併せて行う商店街活動（ソフト事業等）、その他関連事業

8 店舗入居者に対する指導・助言の計画

項目	具体的な内容
指導者・団体名	
指導の頻度	
指導の方法	

9 目標及び指標の設定

- (1) 商店街活性化及びまちづくりの目標（コンセプト等）
- (2) 効果測定のための指標

指標名	現状値	目標値		
		年度	年度	年度
来店客数				
売上金額				

10 間接補助事業者（事業実施団体）における資金調達の見込み

11 経費の配分

（単位：円）

事業種目	補助事業に要する経費	負担区分		備考
		事業実施団体負担額	補助金申請額	
計				

第3号様式（第5条関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

（単位：円）

科目	予算額	摘要
市補助金		
自己資金		
事業収入		
繰越金		
計		

2 支出の部

（単位：円）

事業内容	科目	予算額		摘要	
			うち補助対象		うち補助対象
	予備費				
	合計				

- ④ 開店日（開設日）
- ⑤ 営業時間（開業時間）
- ⑥ 定休日（休業日）

7 当該事業と併せて行う商店街活動（ソフト事業等）、その他関連事業

8 店舗入居者等に対する指導・助言の計画

項目	具体的な内容
指導者・団体名	
指導の頻度	
指導の方法	

9 目標及び指標の設定

- (1) 商店街活性化及びまちづくりの目標（コンセプト等）
- (2) 効果測定のための指標

指標名	現状値	目標値		
		年度	年度	年度
来店客数				
売上金額				

10 間接補助事業者（事業実施団体）における資金調達の見込み

11 経費の配分

（単位：円）

事業種目	補助事業に要する経費	負担区分		備考
		事業実施団体負担額	補助金申請額	
計				

郡山市長

住 所
団 体 名
代表者氏名

年度郡山市商店街活性化支援補助金概算払交付請求書

郡山市商店街活性化支援補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1	事業名	
2	事業費	円
3	交付決定額 (A)	円
4	受領済額 (B)	円
5	今回請求額 (C)	円
6	残額 (A—B—C)	円
7	振込先	
	金融機関名 及び支店名	
	預金の種別 及び口座番号	
	口座名義人	

郡山市長

住 所
団 体 名
代表者氏名

年度郡山市商店街活性化支援事業遅延等報告書

年度郡山市商店街活性化支援事業について、下記事由により遅延しているため、郡山市商店街活性化支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 遅延理由及び原因
- 3 その他の措置
- 4 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 遅延事由を確認する書類を添付すること。

郡山市長

住 所
団 体 名
代表者氏名

年度郡山市商店街活性化支援事業実施状況報告書

年度郡山市商店街活性化支援事業の遂行状況について、郡山市商店街活性化支援補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
- 2 事業遂行状況（9月30日現在）

郡山市長

住 所
団 体 名
代表者氏名

年度郡山市商店街活性化支援事業完了報告書

年度郡山市商店街活性化支援事業について、下記のとおり完了したので郡山市商店街活性化支援補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

事 業 名	
交付決定年月日	
交 付 決 定 額	
着 手 年 月 日	
完 了 年 月 日	

収 支 決 算 書

1 収入の部

（単位：円）

科目	予算額	摘要
市補助金		
自己資金		
事業収入		
繰越金		
計		

2 支出の部

事業内容	科目	予算額		摘要	
			うち補助対象		うち補助対象
	予備費				
	合計				

第 10 号様式（第 12 条関係）

事 業 実 績 書

1 事業実施団体

2 実施した事業の内容

3 事業を実施したことによる効果

4 事業評価

指標名	申請時の 現状値	実績値	目標値	
			年度	年度

5 経費の配分

(単位：円)

事業種目	補助事業に 要した経費	負担区分		備考
		事業実施団体 負担額	補助金申請額	
計				

郡 山 市 長

住 所
団 体 名
代表者氏名

年度消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

郡山市商店街活性化支援補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額（特に通知がない場合は、市長が確定した額＝実績報告額）

- 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

- 4 補助金返還相当額（3－2）

（注） 積算の内訳を添付すること。

郡 山 市 長

住 所
団 体 名
代表者氏名

取得財産処分承認申請書

年度郡山市商店街活性化支援補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、郡山市商店街活性化支援補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により申請します。

記

1 品 名

2 取得価格及び時価

3 取得年月日

4 処分の理由

5 処分の方法

6 処分予定価格